MSCIジャパン高配当利回りインデックス・ファンド (毎月決算型) / (年2回決算型)

追加型投信/国内/株式/インデックス型



3月9日の基準価額の下落について

3月9日、新型コロナウイルスの感染拡大や原油価格の下落などによる世界的なリスク回避の動きなどから、日本株式市場は下落しました。

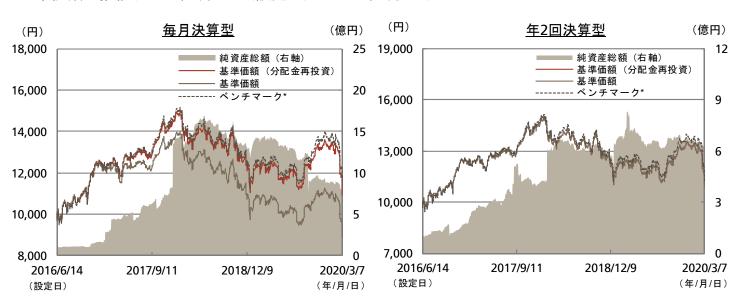
米国ではニューヨークなどの大都市で新型コロナウイルスの感染が広がるなど、世界的に感染問題が深刻化する中、世界経済への長期的な影響が懸念された結果、MSCIジャパン高配当利回り指数は5.0%の下落となりました。

為替市場では、週末に感染拡大が世界全体で確認され、原油 安や日米金利差の縮小への思惑などから、円は米ドルに対し て上昇しました。

上記の市場環境を受け、3月9日の基準価額は毎月決算型が 8,877円、年2回決算型が10,920円と、営業日比で両ファンド 5.0%下落しました。

新型コロナウイルス問題は、引き続き不透明な状況であり、感染者数の増加ペースが鈍化するタイミングが注目されます。一方で、3月3日に米国で緊急利下げが実施されるなど、市場では世界的な金融緩和や、財政政策などの政策対応への期待が高まっています。

■基準価額の推移(2016年6月14日(設定日)~2020年3月9日)



*ベンチマークはMSCIジャパン高配当利回り指数です。設定日の前営業日を10,000として指数化しています。
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。上記の基準価額(分配金再投資)の推移グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。騰落率は各応答日で計算しています。応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの主なリスク

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>したがって、<u>投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投</u>資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

■流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

■解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

■当該指数からの乖離に関する主な留意点

各ファンドは、基準価額の変動率を、MSCIジャパン高配当利回り指数の変動率に連動させることを目指しますが、当該指数採用銘柄とファンド組入銘柄の比率の不一致、当該指数採用銘柄の変更やファンドの追加設定・解約の影響(例えばポートフォリオの調整を行う際の株式の約定価格と基準価額評価に使用する株価が相違する場合など。)、売買コストや信託報酬等の費用負担等により、当該指数の変動率と各ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合があります。また、TOPIX先物等当該指数以外の先物取引を利用する場合には、当該指数の変動率と各ファンドの基準価額の変動率の乖離要因となる場合があります。

主に以下の理由から指数の変動率と各ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

- ・ファンドは、当社独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該指数の構成銘柄のすべてを指数 の算出方法どおりに組入れないこと
- ・ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
- ・ファンドの追加設定・解約の影響 (例えば実際の資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること。)
- ・ファンドは、信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・ファンドにおける株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
- ・当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響
- ・当該指数との連動性を高めるための手段としてTOPIX先物等当該指数以外の先物取引を利用する場合があることの影響
- ・ファミリーファンド方式で運用するため、他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、 その結果として、マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じる影響

■クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

ファンドの特色

- 1.「MSCIジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。
 - 「MSCIジャパン高配当利回り指数」とは、市場全体に対し相対的に高い配当利回り銘柄で構成されています。
 - 「MSCIジャパン高配当利回り指数」を各ファンドのベンチマークとします。
- 2. 当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
 - UBS独自開発のポートフォリオ・マネジメント・システムは、指数の構成銘柄・構成比率の変更、指数への連動性、ファンドにかかる資金流出入、 売買コスト、個別銘柄特性等の膨大なデータを多面的に分析し、効率的な運用を目指すものです。
 - 運用の効率性を高めるための手段として、先物取引を利用する場合があります。
- 3. ファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンド受益証券*への投資を行います。
 - マザーファンドを通じて主要投資対象である「MSCIジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に投資を行います。
 - マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクに、運用に関する権限を委託します。
- 4. 収益分配の時期が異なる2つのタイプからお選びいただけます。ただし、販売会社によっては「毎月決算型」または「年 2回決算型」どちらか一方の取扱いとなる場合があります。
 - 毎月決算型は、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。年2回決算型は、3月と9月の各5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
 - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの費用

各ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た
		額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
		※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

■ 投具名が信託財産で间接的に負担する貸用							
時期	項目	費用					
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <u>年率0.891%(税抜年率0.81%)</u> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) 委託会社 0.45% 委託した資金の運用の対価 販売会社 0.32% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価					
		受託会社 0.04% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価					
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用					
		法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET の開費用等 含む)等					
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料					
		※ 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。					

^{*}UBS MSCIジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基 準価額は下がります。

> 投資信託で分配金が 支払われるイメージ



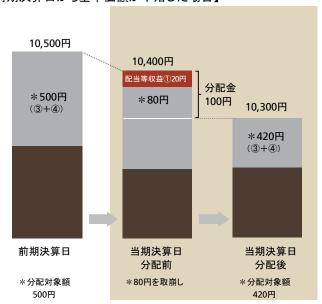
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

10,550円 期中収益(①+②) 10,500円 分配金 50円 100円 *50円 10.450円 *500円 *450円 (3+4)(3+4)前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配後 *分配対象額 *50円を取崩し *分配対象額 500円 450円

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

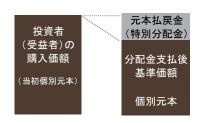
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻しと みなされ、その金額だけ個別元 本が減少します。また、 元本払戻金(特別分配金)部分 は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の

(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

お申込メモ

購入単位 販売会社が独自に定める単位

購入価額 購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位 販売会社が独自に定める単位 換金価額 換金申込受付日の基準価額

換金代金 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込締切時間 原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。

信託期間 2016年6月14日から2026年9月7日まで

※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。

繰上償還 信託契約締結日より1年経過後(2017年6月14日以降)に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下

回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときには、各ファンドが繰上償還となることがあります。

決算日 [毎月決算型]原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)です。

[年2回決算型]原則として毎年3月5日および9月5日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配 [毎月決算型]毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)

[年2回決算型]年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)

課税関係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社 UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

マザーファンドの投資配用会社

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

資顧問会社 (マザーファンドの 運用の指図)

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社

	加入協会				
商号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	0	0	0	0
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
株式会社池田泉州銀行*	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	0		0	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	0			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	Ο
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	0		0	

^{*}池田泉州銀行は、年2回決算型のみの取り扱いです。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。